

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法及び児童手当法施行規則に基づき、児童手当の支給に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 高校生年代までの児童を養育している者に対する児童手当の支給 (2) 申請があったものまたは現況届について、所得と年金、受給者世帯の住民情報についての確認 (3) 他市町村での受給状況等の確認 (4) 申請の認定・消滅等の処理</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 (2) 受給資格者からの認定の請求の受理 (3) 認定請求に係る事実の審査 (4) 児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査 (5) 現況の届出の受理 (6) 現況の届出に係る事実の審査 (7) 氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 (8) 受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 (9) 未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査 (10) 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 (11) 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め (12) 児童手当等の支給口座の把握及び確認 (13) 支給要件児童及び受給資格者に係る戸籍関係情報の確認</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当 0466-50-3580
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみの記載欄としている。</p> <p>また、業務システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できることとし、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部 子育て給付課 手当担当	子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	田淵 裕子	山縣 章宏	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部 子育て給付課 手当担当	子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年6月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山縣 章宏	子育て給付課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 申請があったものまたは現況届について、所得と年金情報についての確認	(2) 申請があったものまたは現況届について、所得と年金、受給者世帯の住民情報についての確認	事後	脱字の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(3) 認定請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、それ以外の内容の確認)	(3) 認定請求に係る事実の審査	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(6) 現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認)	(6) 現況の届出に係る事実の審査	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87、106の項	事後	法改正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	0466-25-1111(内)3833	0466-50-3580	事後	記載内容の整理のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2019/2/1	2020/1/1	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	IV リスク対策 5. 特定個人情報情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	IV リスク対策 5. 特定個人情報情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	誤表記の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	2020/2/1	2021/2/1	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2020/2/1	2021/2/1	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(12)児童手当等の支給口座の把握及び確認	事前	法改正のため、今後実施予定の変更内容であるため
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数(いつの時点の計数か)	2021/2/1	2022/2/1	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2021/2/1	2022/2/1	事後	
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記の記述を追加	(13)支給要件児童及び受給資格者に係る戸籍関係情報の確認	事前	法改正のため、今後実施予定の変更内容であるため
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数(いつの時点の計数か)	2022/2/1	2023/2/1	事後	
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2022/2/1	2023/2/1	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)中学校修了前	(1)高校生年代	事後	児童手当法が改正されたため
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一56の項	番号法第9条第1項及び別表 81の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87、106の項(別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数(いつの時点の計数か)	2023/2/1	2024/10/1	事後	児童手当法が改正されたため(評価対象の対象人数が増加したため)
令和6年12月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	2023/2/1	2024/10/1	事後	
令和6年12月19日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。